

大阪広域水道企業団公告第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月26日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
太子 第129号	マルショウ住設株式会社 松尾 匡司	堺市堺区神石市之町2番1号	平成29年6月20日